

第六十三回帝國議會
衆議院

不動產融資及損失補償法案外一件委員會會議錄速記第五回

付託議案

不動產融資及損失補償法案(政府提出)
昭和七年法律第六號中改正法律案(昭和七年一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)政府提出
地租ノ免除ニ關スル法律案(安達謙藏君提出)
間接國稅犯則者處分法中改正法律案(安達謙藏君提出)
銀行法中改正法律案(加藤鯛一君外四名提出)
銀行法中改正法律案(松本忠雄君外五名提出)
銀行法中改正法律案(天辰正守君提出)
銀行法中改正法律案(宮崎裕君外四名提出)
國稅徵收法中改正法律案(藤井達也君外三名提出)
關稅定率法中改正法律案(荒川五郎君外三名提出)

會議

昭和七年八月三十一日(水曜日)午後一時二十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 金光 庸夫君

理事青木雷三郎君 理事大崎 清作君

理事松尾 四郎君

鈴木 英雄君

武田德三郎君

太田 正孝君

勝 正憲君

風見 章君

同日三十日委員豐田豐吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ高野喜六君ヲ議長ニ於テ選定セリ
出席政府委員左ノ如シ

大藏省銀行局長 堀切善兵衛君

大藏省銀行局長 大久保偵次君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

不動產融資及損失補償法案(政府提出)

昭和七年法律第六號中改正法律案(昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

債發行ニ關スル件(政府提出)

○金光委員長 是ヨリ開會致シマス、前回

ニ引續キ不動產融資及損失補償法案ノ審議ヲ致シマス、此法案ハ前回ニ於テ質問ハ終了シタノデアリマス、隨テ本日ハ討論ニ入ル筈デアリマスガ、討論ニ先ツテ簡單ニ質問ガシタイト云フコトヲ伊阪君カラ御申出ガアリマシタ、之ヲ御許シスルコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○金光委員長 御異議ガナケレバ質問ヲ許シマス

○伊阪委員 實際問題ニ付キマシテ極メテ

簡單デアリマスケレドモ質問致シマス、立

本デ資金ノ融通ヲ受ケル場合ハ、一般特殊

銀行ノ規則デハ登記ヲシナケレバナラヌコ

トニナツテ居リマス、然ルニ奈良縣、京都府

ニ於テハ、立木ノ登記ヲセズシテ一般特殊

銀行カラ資金ノ融通ヲ受ケテ居ルサウデア

リマス、斯様ナ場合ニ於テ、假ニ肩替リヲ

スル場合ニ、立木ヲ登記シナケレバナラヌ

ト云フコトニ相成リマスガ、私共ノ考デハ、

奈良縣邊リハ殆ド立木ヲ登記セズシテ現在

特殊銀行ガ資金ヲ融通シテ居リマスガ、斯

様ナ慣習ノアル場所ニハ、例外ノ規定ヲ認

メルカドウカ、斯ウ云フ點ニ付テ質問ヲ致

シマス

○大久保政府委員 奈良縣ニ於キマシテ

ハ、從前農工銀行ガ御説ノヤウナ計ヒヲシ

テ居ッタサウデアリマス、勸業銀行ハソレテ

引繼イデ居リマス、引繼イデ支店ニナツテ

居リマスガ、御趣旨ノ通りノ結果ニナツテ

居リマス

○井阪委員 諒解致シマシタ

○大久保政府委員 從來ノ規定ヲ尊重スル

コトニ致シマス

○勝委員 不審ノ點ガアリマスカラ御尋ネ

致シマスガ、此法律案ノ附則ノ第二項ニ「本

法施行前大藏省預金部ノ引受ニ係ル債券資

金ヲ以テ融資銀行ノ爲シタル資金ノ融通ニ

シテ」云々ト云フコトガアリマスガ、是ハ

ドレヲ指スモノデアリマスカ、一應ノ御説

明ヲ願ヒマス

○大久保政府委員 御手許ニ差上ゲデアリ

マス參考表ニ從前預金部ノ方カラ二億圓、

差當リ五千萬圓ト云フコトデ、不動產資金

化ノ政策ヲ發表シテアルノガアリマス、其

分ハ、大體不動産資金化ト云フコトニ付テ

ハ、本法ト目的ヲ同ジクシテ居ルモノデア

リマス、從テ本資金ノ融通ニ依ルモノト

趣旨ガ全ク同一デアリマスカラ、ソレノ

條件等ガ、今度ノ法律ニ引當テマシテ相當

變更ノ出來ルモノヲシヤウデアリマス、

其變更シタ時ニハ、又本法融通ト看做シマ

シテ、從テ一億圓ノ補償ノ範圍内ニ入ル

ヤウニ取扱フ、斯ウ云フ趣旨デアリマス

○勝委員 其點ハ分リマシタガ、サウシマ

スト融通濟額ハ五億圓ノ中含ムコトデア

リマスカ、左様デアリマスカ否ヤト云フコ

ト、ソレカラ既ニ融通シテ居ル、金額ハ先

日ノ御説明ニ依レバ八分ノ融通デアル、今

回ハ六分二厘デアリマスカラ、相互ノ間ニ

利率ノ差ガアリマスカ、是ハ今回ノ六分二

厘ト調和ノ取レルヤウニ變更セシメルト云

フ御考デアアルカドウカ

○大久保政府委員 極ク少額ノ事デモゴザ

イマスカラ、御手許ニ上ゲデアリマス表ノ

ヤウニ、百何十萬圓ト云フ少額デアリマ

ス、是ハ適用致シマス上ニ、此五億圓中

ニ一緒ニ入ル譯デアリマス、ソレカラ利率

ノ方ハ、ヤハリ變更サレテ六分二厘ニヤラ

セテ行キタイト思フテ居リマス

○金光委員長 質問ハ終了致シマシタ 是

ヨリ討論ニ入りマス

○青木委員 私ハ本案ニ對シマシテ、左記

ノ希望條項ヲ付シマシテ、之ニ贊成致シタ

イト思ヒマス

希望條項

一、昭和七年度融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融通ノ申出アリタルト

キハ銀行カ之ヲ拒否スルコトナキ様政府ニ

於テ充分ノ監督ヲ爲スコト

一、銀行カ融通ヲ受クル場合ハ債務者ニ對

シ利率ヲ相當低減セシムルコト

此問題ハ本委員會ニ於キマシテ、各委員

ヨリ詳細ニ質疑應答ガアッタヤウデアリマ

スルシ、又本會議ニ於テ贊成演說ヲ爲サレ

マスル委員ノ方カラ、詳細御演說ヲ願フコ

トニ致シマシテ、私ハ當然決ッテ居ルコト

デアリマスカラ、内容ハ申上ゲマセヌ、

唯當局ニ強キ意味ヲ以テ申上ゲテ置キタイ

コトハ、是ハ委員諸君ノ希望ニ依リマスカ

ト云フト、本案ノ中ノ成案ヲ修正致シマシ

テ、其目的ヲ達スルコト云フ主張デアッタノ

デアリマスカラ、當局ノ方ノ御意向ト致シ

マシテハ、事務的ノ方面、運用ノ上ニ於キ

マシテ、法律ノ改正ヲ致スコトニ依リマシ

テ、却テ其目的ノ上ニ支障ヲ生ズルト云フ

ヤウナ御話ガアリマシタノデ、私共ハ本案

ガ通過致シマシテ、此目的ノ達成ヲ致シマ

スルコトヲ衷心カラ翹望ヲ致シテ居リマス

爲ニ、當局ノ御希望ヲ容レマシテ、希望條

項ト致シタノデアリマスカラ、其趣旨ヲ體

セラレマシテ、是カラ運用ヲサレマカス時

ニハ、此希望條項ガ十分達成サレマスカ

ニ御監督ヲ願ヒタイノデアリマス

○金光委員長 此希望條項ニ對シテ、政府

委員ノ御考ハ如何デゴザイマスカ

○大久保政府委員 只今ハ三箇ノ希望ヲ御

提出ニナリマシテ、ソレノ御趣旨ノ御説

明ガゴザイマシタ、政府ノ方ニ於キマシテ

ハ、大體ニ於テハモウ説明ヲ致シマシタ通

リニ、趣旨ニ於テハ變ル所ハゴザイマセ

ス、只今ノ御話モゴザイマスカラ極力御意

思ニ副フヤウニ努メタイ積リデゴザイマ

ス

○勝委員 私ハ本案ニ贊成ヲ致シ、此附帶

條項ニ付キマシテモ贊成ヲ致スモノデアリ

マス、理由ノ詳細ニ付テハ、本會議ノ討論

ノ際ニ讓リマス

○金光委員長 ソレデハ本案ノ採決ト、希

望條項ノ採決ト、別々ニ採決ヲ致シタイト

存ジマス、先ヅ不動産融資及損失補償法案

ニ付テ青木君ノ御發議ノ通り本案ニ贊成ノ

諸君ハ舉手ヲ願ヒマス

〔總員舉手〕

○金光委員長 滿場一致可決確定致シマシ

タ

次ニ青木君提出ノ希望條項ニ付テ採決致

シマス、念ノ爲其希望條項ヲ一應朗讀致シ

マス

希望條項

一、昭和七年度融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資ノ申出アリタルト

キハ銀行カ之ヲ拒否スルコトナキ様政府ニ

於テ充分ノ監督ヲ爲スコト

一、銀行カ融通ヲ受クル場合ハ債務者ニ對

シ利率ヲ相當低減セシムルコト

此希望條項ニ贊成ノ諸君ハ舉手ヲ願ヒマ

ス

〔總員舉手〕

○金光委員長 滿場一致可決致シマシタ

○金光委員長 次ニ昭和七年法律第六號中

改正法律案ヲ議題ト致シマス、本案ニ對ス

ル質問ハ、前回ニ於テ終了致シマシタカラ

本日ハ討論ニ入りマス

○青木委員 本案ニ對シマシテハ原案ノ通

リ贊成致シタイト思ヒマス

○勝委員 原案贊成

○金光委員長 原案ニ賛成ノ諸君ハ舉手ヲ願ヒマス

〔總員舉手〕

○金光委員長 全員賛成、可決確定致シマシター—之ニテ休憩致シマス

午後一時四十五分休憩

(休憩ノ儘散會)

昭和七年八月三十一日印刷

昭和七年九月一日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所